

岩手県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和7年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
岩手医科大学附属内丸メデイカルセンター	盛岡市内丸19番1号	精神通院医療	令和7年9月1日
岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	精神通院医療	〃
はまと神経内科クリニック	釜石市鶴住居町二丁目202番地	精神通院医療	〃
陸前高田市国民健康保険広田診療所	陸前高田市広田町字前花貝222番地2	精神通院医療	〃
カワチ薬局矢巾店	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割88番地1	精神通院医療	〃
日本調剤岩手医大前薬局	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番12号	精神通院医療	〃
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町二丁目203番地	精神通院医療	〃
とうごう薬局広田店	陸前高田市広田町字前花貝222番地5	精神通院医療	〃